

法規制等一覧表

改訂日：2025年1月1日

区分	法規制等	関連条項	規制内容	該当事項	対応内容			責任者(選任者)
					対応	許可 届出	資格	
安全衛生	労働安全衛生法（安衛法） 労働安全衛生法施行令（安衛令） 労働安全衛生施行規則（安衛則） ※ 1：危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針	法11条 令3条 則4条	安全管理者選任届け（従業員数50人以上）	従業員数50人超のため規制対象	安全管理者の選任と届出	●	●	齋藤友和
		法12条 令4条 則7条	衛生管理者選任届け（従業員数50人以上）	従業員数50人超のため規制対象	衛生管理者の選任と届出	●	●	引地朋美
		法13条 令5条 則13条	産業医選任届け（従業員数50人以上）	従業員数50人超のため規制対象	産業医との契約	●	●	射場清光医師
		法19条 （17条／ 18条）	安全衛生委員会の設置（衛生委員会を含む）（従業員数50人以上）	従業員数50人超のため規制対象	①安全衛生環境員会組織体制の構築 ②月次の委員会開催と議事録作成	－	－	安全衛生環境 委員長
		法66条 則52条	ストレスチェックの実施、必要な場合医師による診断及び対応など	従業員数50人超のため規制対象	全社員に対する定期的(年次)な ストレスチェックの実施 と必要なフォロー	●	●	安衛品環室 射場清光医師
		法57条・ 101条 則24条	危険性、有害性化学物質等の提供を受ける際のSDSの交付（受理） SDSの該当作業者への掲示と周知	現場で使用する塗料及び接着剤関係	①全化学物質に対するSDSの入手と保管 ②SDS情報の該当作業者への教育と作業場への掲示	－	－	作業所長
		法57条 則34条	危険有害性のある化学物質（SDS：674物質）に対するリスクアセスメント	現場で使用する塗料及び接着剤関係	①化学物質購入先が提供するツールによるアセスメントの実施 ②結果に対する安全策の実施	－	－	作業所長
		法60条 令19条 則40条	職長等の教育	全従業員	教育対象者に対する社内講師（資格保有者）による教育の実施	－	－	工事部長
		法59条 則35条	雇入れ時等の教育	新規入場時（新規雇用時）	①安全衛生に関する基本教育の実施（設備、材料、作業及び保護具などに関する安全教育）	－	－	作業所長
		法59条 則36条	特別教育	・ずい道等の掘削、覆工等の業務に係る特別教育 ・粉じん作業に係る特別教育 その他、工事に関連する各種特別教育	該当する工事従事者に対する特別教育の実施	－	－	工事部長
		法66条 令22条 則44条 則51条 則52条	各種健康診断の実施	雇入れ時の健康診断 定期健康診断 特殊健康診断	①新規雇入れ時の健康診断の実施 ②年1回の定期健康診断の実施 ③規則52条の対象者に対する医師による面接指導（時間外勤務超過者：月80時間超過者） ④対象工事従事者に対する各特殊健康診断の実施	●	－	安衛品環室
		該当工事に対する安全衛生規則	作業環境測定及び作業主任者等の規制	該当する工事の施工	各安全衛生規則に従った管理の実施	－	－	作業所長

区分	法規制等	関連条項	規制内容	該当事項	対応内容			責任者(選任者)
					対応	許可届出	資格	
安全衛生	労働安全衛生法（安衛法） 労働安全衛生法施行令（安衛令） 労働安全衛生施行規則（安衛則） ※ 1：危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針	法70条 健康保持増進のための指針	健康保持増進のための活動	業務全般	①必要な場面と範囲で次の指導（情報共有）を行っていく（健康診断、運動指導、メンタル指導、栄養指導など） ②「健康経営優良法人（中小企業部門）」の認定（経済産業省）	－	－	安衛品環室 総管理室
	道路交通法	法74条	安全運転管理者の選任及び交通安全教育の実施	社用車の保有（50台程度）	①安全運転管理者及び副管理者の選任 ②交通安全教育の実施	●	講習	総管理室 安衛品環室
		則9条	アルコール検知器を使用した酒気帯びの確認 運転の前後でのアルコールチェックの1年記録	社用車の運転時	①社用車貸与者へのアルコール検知器配付と運転前後のアルコールチェック指導と義務化 ②安全運転管理者による確認と1年間の記録保管。	－	－	安全運転管理者
	道路運送車両法	法47条の2 第1項	日常点検整備	事業用自動車、自家用貨物自動車	始業前点検の実施と整備	－	－	総管理室 作業所長
雇用	労働基準法	36条	時間外・休日労働に関する協定届け（36協定書）	業務全般	①該当事象が生じた際に労働者代表との協定書の締結	●	－	総管理室
		89条	就業規則（従業員数10人以上）	従業員数10人超のため規制対象	①就業規則の作成と周知	－	－	総管理室
	障害者の雇用の促進等に関する法律	法43条 通則8条	障害者雇用率の順守と届け出	法令等に準ずる。	毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告	●	－	総管理室
環境	廃棄物処理法 福島県産業廃棄物処理指導要綱 福島市産業廃棄物処理指導要綱 郡山市産業廃棄物処理指導要綱	法3条、7条、12条他	廃棄物の保管管理 廃棄物の処理委託 廃棄物削減努力	事業系一般廃棄物（本社） 産業廃棄物（現場） ※水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）含む 廃棄物収集運搬に関する事業許可	①委託契約（許可証入手含む） ②施設(処分場)視察調査 ③マニフェスト管理 ④年間排出量の報告 ⑤保管管理（表示、漏洩・飛散等防止） ※蛍光管の分別保管、委託契約、マニフェスト記載 ⑥工事で発生した廃棄物の収集運搬	年間届出	－	総管理室 作業所
	建設リサイクル法	－	対象建設工事における廃棄物発生抑制等の規制（分別・再資源化など）	対象廃棄物の排出	工事で発生した廃棄物に対するリサイクル処理 ①届出済シールの掲示（義務ではない）	報告	－	作業所長 総管理室
	家電リサイクル法	法4～8条	対象機器の排出（不要時）の際の適切な業者への引渡し 引渡し時の料金の支払い	T V、冷蔵庫、エアコン、洗濯機	①対象機器の排出（不要時）の際の適切な業者への引渡し ②引渡し時の料金の支払い	－	－	作業所長 総管理室
	小型家電リサイクル法	法7条	排出時の分別及び認定事業者等への引渡し	電話、F A X、P C、小型カメラなど	廃棄処分時に可能な限り県の認定業者へ引渡す	－	－	総管理室
	自動車リサイクル法	法74条	廃車時のリサイクル処理	社用車の保有（50台程度）	社用車廃車（買換え含む）時の登録業者への引渡し	－	－	総管理室
	騒音規制法 振動規制法	法6条、14条	指定地域での特定建設作業実施時の届け出と基準の順守	指定地域における特定建設作業	①工事着工前（7日前）の届け出 ②県条例で定められた騒音規制値の順守	●	－	作業所長
	消防法	－	危険物に関する規制及び仮設電気設備等に関する規制	作業所の各種仮設物	各作業所における該当事項に対する対応（届出、維持管理など）	●	－	総管理室 作業所長

区分	法規制等	関連条項	規制内容	該当事項	対応内容			責任者(選任者)	
					対応	許可 届出	資格		
環境	火薬類取締法	各条項	火薬類の取扱いに関する安全規制	トンネル等の発破作業	①火薬類取扱保安責任者及び発破技士の設置 ②購入、保管及び消費に関する届出及び管理	●	●	作業所長	
	工業用水法	法3条他	指定地域内での規制を超える揚水の使用	本社井戸は指定地域外のため規制なし。					
	水質汚濁防止法	法2条6項 法14条2項	貯油施設からの流出事故時の報告 工事により発生する濁水処理	工事における濁水の発生(工事現場の 仮設タンク等)	①敷地外への流出事故発生時に当該都道府県への 事故報告 ②工事で発生した濁水の処理及び水質検査の実施	事故報告	－	作業所長	
	河川法	法67条	漏油流出事故時の報告と対策	工事に於ける漏油発生	①事故発生時は、消防署又は市役所へ事故報告 ②油の流出に備え、吸着マット・中和剤等を準備する。 ③漏油回収の実施	事故報告	－	作業所長	
	土壌汚染対策法	法3条、4条 14条	土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合は報告	使用者又は土地の所有者が、指定調査機関で調査し都道府県知事等に報告する。	●	－	総管理室 作業所長		
		法6条7条、 9条	汚染の除去が行われた場合は、報告で要措置区域の 指定を解除	【要措置区域】 使用者又は土地の所有者が、除去対策を行い報告する。	●	－	総管理室 作業所長		
	浄化槽法	法3条、11 条の2、7条	浄化槽設置時の届け出 定期点検及び年次法定検査の実施	浄化槽（本社） 現場寄宿舍における仮設浄化槽の設 置	①設置時の届出 ②浄化槽入槽に応じた定期点検（業者委託） ③年次法定検査の実施（業者委託） ④保守点検の記録の保管（3年）	●	－	総管理室 作業所長	
	フロン排出抑制法	法16条、19 条	第1種特定製品に対する簡易点検 一定規模以上機器に対する定期点検（エアコン 7.5kw以上）	社内エアコン（7.5kw未満）	①3カ月ごとの簡易点検の実施（異音、外観、腐食、 漏洩等） ②漏洩時の速やかな修理 ③簡易点検記録の保管期間（廃棄後3年） ④機器廃棄時の「フロン引取証明書(写し)」の提出 ⑤解体工事時の解体業者からの事前説明書類の保管 （3年）	－	－	総管理室	
					※ ⑥大量漏洩(Co2-1000㍓以上)時の国への報告	(大量漏 洩報告)	－	総管理室	
その他	工事に於ける建設業附属寄宿舍を設置する場合の法規制は多岐にわたるため、寄宿舍の規模及び立地条件を考慮し、都度、作業所長が対応する。								作業所長
利害関係者	現行、特筆する協定等は無し								